



**第1章 総則**

**第1条 本学の構成**

本校はアメリカ合衆国のトレーニングカンパニーDream Exchange, Inc.社の教育部門American Medical Instituteからなります。

**第2章 本校の目的**

**第2条 目的**

本校はアメリカ合衆国内の医療従事者を教育することを目的とします。

**第3章 受講者資格**

**第3条 受講者資格の取得**

1. 本学則においては、受講者における各種規定を定めます。
2. 本校のコース受講を希望する場合は、「費用」を支払うことで受講者としての資格を取得します。
3. 学則に規定しない細則は、別途規定します。

**第4条 本校の受講希望者に必要な条件**

1. 本学則を遵守できること。
2. 本校のコースを受講し理解できる基礎学力を有すること。
3. 18歳以上の社会人の方、又は学生であること。

**第5条 受講資格の有効期間**

1. 受講資格の有効期間は受講日より1年とします。
2. 申し込み受付後、学費納入等の受講手続きが期限内に実施されない場合、又はコース開始の1週間前までに受講手続きが完了しない場合は、受講資格を取り消され、受講資格を失う場合があります。この場合は第16条の「受講開始後の解約について」により処理されます。
3. 受講手続き完了月の翌月末まで本人にその旨を通知いたします。
4. 受講資格は他人に貸与または譲渡できません。

**第6条 受講資格の喪失**

1. 受講者の方が、次の各号のいずれかに該当するに到ったときは、受講資格を失います。
  - (1) 本校（スタッフを含む）または受講者に対して、物理的ならびに精神的を問わず学習または運営を妨げる行為があり、またその場合に指導に従わず、改善の余地がないと判断された場合。あるいは本校または受講者に対して、危害を加える、本校の施設を破壊する等の行為があった場合
  - (2) その他、本校の名誉・信用を失墜する行為並びにこれに類する行為があったと本校が判断した場合
  - (3) 受講申し込み時に住所・氏名・連絡先等に事実と異なる記載があった場合
  - (4) 第10条の「受講中および施設利用時の遵守事項」に反する行為があったと本校が判断した場合
  - (5) その他の受講者としてふさわしくないと本校が判断した場合
  - (6) 受講者より退学の意思表示があった場合
2. 受講資格を喪失または取消された場合の学費などは以下の通りといたします。
  - 1(1)/1(2)/1(3) /1(4) /1(5)号 納入済の学費は一切返還されません。また、事由により本校に対する損害賠償責任が発生する場合がございます。
  - 1-(6)号 第16条の「受講開始後の解約について」により処理されます。

**第4章 権利義務と免責事項**

**第7条 権利義務の発生**

受講希望者は本校と相談の上、受講開始日を決めるとともに、所定の入学申請書に必要事項記入捺印の上、速やかに提出することとします。この時点で本校との間に契約が成立し、受講料の支払義務が発生します。

**第8条 免責事項**

開講コースは、やむを得ない事情によって変更がある場合、事前の連絡によって、場所、日程等を変更することがあります。

**第9条 本校の義務**

1. 本校では、受講者が申し込んだコースを受講終了した時点で受講者に対するその責務を完了します。
2. 本校の責めによる事由により、受講予定あるいはすでに受講を開始しているコースを途中で打ち切る場合は、残された受講時間に相当する学費を返還します。
3. 各種付帯サービスは、学費以外の受講者向けのサービスであり、本校のコースの閉鎖・停止等の諸事情により利用できない場合があります。各種付帯サービス未提供の場合にも返金等には応じられません。
4. 本校のコースなどをご利用になったことで、受講者の方の知識・技能の向上その他の目的が万が一達成できなかったとしても本校は一切責任を負いかねます。
5. 新規入会時お申込みコース受講開始後及び継続申し込みの場合に、目標とする資格試験の試験制度の改定が告知または実施された場合でも、本校は改定後の試験制度に沿ったカリキュラムの提供義務を有しません。
6. 試験の受験願書の配布・書類作成手続きの代行等は受講者向けのサービスの 일환として行っていますが、連絡の行き違いなどにより受験が出来なくなった場合について、一切本校は責任を負いません。資格試験の申し込み管理はあくまで受講者各自が行ってください。受験資格、受験日、受験申し込み等の管理も受講者の方が各自行ってください。これらの通知義務は本校にはありません。

**第5章 受講コースと費用**

**第10条 受講コース**

受講コースに関しては、別紙パンフレットに記載されているコースと期間とします。

**第11条 費用について**

受講者が支払う費用は、別途定める料金表に規定する。

**第6章 解約ならびに退学について**

**第12条 退学措置**

1. 本校の定める規則等に違反した場合。
2. 受講者が重大な法律違反により罰せられたとき。
3. 授業料等本校に支払を要する金額を支払わないとき。
4. 最後の受講日より起算して1年以上の利用がなかった場合、また本人が受講不能になった場合。
5. 受講および利用状況を記録する媒体に記録されているデータを改ざんした場合。
6. 入学申請書記載内容に虚偽の事実が判明した場合。
7. 申し込み時に設定した受講開始日に受講開始しないもしくは、本校のいずれのコースにも参加する意思がない場合

**第13条 入学申請後かつ受講開始前の解約について**

1. 受講コースの解約については以下の条件でお受けいたします。解約事由は不問です。お納めいただいた費用から、入学金と以下の手数料を差し引いてご返金いたします。
2. 所定の申込用紙に記入の上、直接本校オフィスもしくは本校事務局に申請してください。AMIオフィスもしくは本校事務局への申請以外のFAX、電話、メールによる申請は無効となります。所定の申請用紙が提出された日が受理日となります。
3. 費用納入後のご返金につきましては、申請月末日締切、翌月末に受講者指定の口座へご返金いたします。
4. 解約後は、当校から提供される一切のサポートを受ける権利を喪失いたします。
5. 解約手数料一覧（何日前とはご入会後初めて受講されるコースの開講日の前日より起算します。）

取消し日時（開講日前日から）	解約手数料
29日以前	所定の解約手数料
28日前～15日前まで	所定の解約手数料+学費の10%
14日前～前日まで	所定の解約手数料+学費の20%

費用	解約手数料
費用が1万ドル以上	600ドル
費用が5000ドル以上	500ドル
費用が5000ドル未満	300ドル

※費用とは受講料・教材費など本校にお支払い頂いた合計金額を指します

**第14条 受講開始後の解約について**

1. 受講開始後、何らかの事情で学習を継続できなくなった方の中途解約制度です。この場合、未受講（講座開始日当日に申請があった場合は受講済みとみなします）かつ未受講コースの部分の授業料の80%を返金いたします。
2. 本制度利用のためには、以下の要件を満たす必要があります。
  - (1) 受講手続きが完了していること
  - (2) 全ての学費（受講料・教材費等の合計）の支払いが完了していること
3. 所定の申請用紙に記入の上、申請してください。本校オフィスにて申請以外の、FAX、電話、メールによる申請は無効となります。
4. 申請事由は不問です。
5. 中途退学保証制度の利用申請の手数料として、一律300ドルが必要となります。
6. 申請月末締切、翌月末にアメリカドル建てのチェックにて返金されます。
7. 解約後は、当校から提供される一切のサポートを受ける権利を喪失いたします。

**第15条 基本事項**

1. 受講開始後、何らかの事情で学習を継続できなくなった方の中途解約制度です。この場合、未受講（講座開始日当日に申請があった場合は受講済みとみなします）かつ未受講コースの部分の授業料の80%を返金いたします。
2. 個人の情報開示については、個人で管理することとし、本校関係者に依頼した便宜上のトラブルであっても、本校には一切責任のないものとします。

**第16条 総括事項**

本学則に規定された内容は、必要がある場合、掲示等により告知し、変更される場合があることをご了承下さい。

**第17条 付則**

1. 本学則は、受講者すべてが入学申請時、もしくは本学則改訂時に署名又は捺印することでこの学則を遵守する義務が生じます。

この学則を担当者から受け取り、内容を読み、詳細を確認致しました。

受講者名： \_\_\_\_\_

受講者サイン： \_\_\_\_\_ 日付： \_\_\_\_\_

担当者サイン： \_\_\_\_\_